

テレビショッピングなどの通信販売は契約条件をしっかりと確認

【事例 1】

テレビショッピングでマッサージ器を購入した。実際に使ってみると、想像していたほど効き目がなく、返品を申しでたところ断られた。

【事例 2】

有名なモデルが、ソーシャル・ネットワーキング・サービスで「愛用のダイエット食品初回お試し 500 円」と紹介していて、すぐにウェブサイトから注文した。1 度だけのつもりだったが、翌月も商品が届き、6000 円の請求書が同封されていた。2 度目の注文をした覚えはない。

【アドバイス】

通信販売では、クーリング・オフ制度（一定期間内であれば無条件で解約できる制度）は適用されず、業者の指定する返品の条件に従わなければなりません。

事例 1 のような電化製品の場合、初期不良以外の理由では、ほとんど返品できません。

また事例 2 のように、定期購入を契約していることに気付かなかったという相談が増えています。通信販売を利用するときは、割引や返品などの条件を、よく読んでから購入するようにしましょう。

特別な事情がある場合は、丁寧に事情を説明することで返品できる可能性があります。諦めずに早めに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。



「ワンクリック詐欺救済 解決できます」はウソ？

■相談事例（50 代男性）

【被害 1】

パソコンでアダルトサイトを見ていて年齢確認すると有料登録になった。退会はこちらとありその番号に電話したが、「退会には 28 万円が必要で、支払わなければ裁判をする」と言われた。仕方なく、指示通りコンビニでプリペイド式のギフト券を購入して支払った。

【被害 2】

その後、アダルトサイトの情報をネットで検索するとワンクリック詐欺だという書き込みが複数見つかった。「詐欺被害救済」という無料の消費者相談室があったので問い合わせたところ、「解決できます」と言われた。被害金が取り戻せると思い、自宅に届いた契約書にサインして 10 万 8000 円を振り込んだが心配だ。

■結果

【被害 1】

典型的なワンクリック詐欺、つまり架空請求です。コンビニで購入した 28 万円分のギフト券は、相談があった日から 10 日前の購入だったため取り戻せませんでした。

【被害 2】

相談室は「探偵」でした。契約書を見ると、業務内容は、サイトの住所などの「調査」とあり、被害額の返金については、どこにも書いてありません。相談室に電話をかけて交渉しましたが、契約金の 2 割、2 万 1600 円しか取り戻せませんでした。

【アドバイス】

まだまだ相談が減らないワンクリック詐欺被害。被害金を取り戻したい、という消費者心理に付け込み、契約を迫る手口が増えています。被害にあった消費者が新たな詐欺の被害者になる 2 次被害の事例です。

ネット情報を安易に信用してはいけません。同様の事例で当センターに相談があり、支払い前だったため救済できた事例もあります。早めにご相談ください。相談は無料です。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

